

1 地方行財政の充実強化について

- (1) テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について
- (2) 建設事業等への国庫補助金の確保について
- (3) 衆議院小選挙区の区割りの改定について
- (4) Jアラートと連動した情報伝達手段の運用経費について
- (5) 緊急防災・減災事業債の継続について
- (6) 自治体新電力への電源確保に係る支援について

2 福祉行政の充実について

- (1) 自治体病院における医師の確保について
- (2) 国民健康保険の財政基盤の強化等について
- (3) 介護保険制度の安定的な運営について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業における負担割合について

3 少子化対策の強化について

- (1) 児童手当等の子育て関連交付金における財源の移譲について
- (2) 子育て支援制度の拡充について

4 都市基盤等の整備促進について

- (1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について
- (2) 市町村が管理する高速道路を跨ぐ橋梁の補修補強工事について
- (3) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について
- (4) 社会体育施設整備事業に対する補助制度の創設について
- (5) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について
- (6) 営農型発電設備に関する農地転用許可基準の厳格化について

5 外国人材の受け入れ・共生について

1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について

テレビは、市民の情報源として、又、娯楽の一つとして、日常生活に欠かせないものである。

地上デジタル放送への移行時に地元住民により設置された共聴施設の維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の更新に係る費用については、国の責任において、地域によってテレビ受信に係る負担の格差がないよう、財政支援を講じること。

(2) 建設事業等への国庫補助金の確保について

建設事業等を適切に実施し、計画的な行政運営が図れるよう、国庫補助金については事業計画に即した金額を確保すること。

(3) 衆議院小選挙区の区割りの改定について

市町村合併に伴い、衆議院小選挙区が分割して存在していることは、選挙執行時における投開票事務の非効率化を招くばかりでなく、合併後の自治体の一体感を阻害する大きな要因ともなっていることから、分割が解消されるよう区割りの改定を行うこと。

(4) Jアラートと連動した情報伝達手段の運用経費について

Jアラートにより全国の自治体に伝達される災害情報や国民保護事案などの緊急情報について、住民に対しては、各自治体が整備・運用している防災行政無線やメール配信などにより伝達しているが、これらの情報伝達手段の保守・点検費用などは各自治体の負担となっていることから、全ての住民に対して安定かつ、確実な緊急情報の伝達手段を確保するため、Jアラートと連動した情報伝達手段の運用経費に係る補助を行うこと。

(5) 緊急防災・減災事業債の継続について

大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備及び公共施設の耐震化事業など地方単独事業等を対象とした緊急防災・減災事業債の期間について、地方公共団体が引き続き喫緊の課題として取り組めるよう、平成33年度以降も延長措置を講じること。

(6) 自治体新電力への電源確保に係る支援について

地方自治体が出資する自治体新電力には、電力の地産地消による地域経済の活性化が期待されているが、電源の確保が難しい状況にあることから、自治体新電力が、住宅用太陽光発電設備のFIT買取期間終了後の余剰電力買取事業に参入するための財政支援を拡充すること。

2 福祉行政の充実について

福祉行政の充実を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 自治体病院における医師の確保について

地方は、医師の地域的偏在や特定診療科の医師不足から、地域医療の中核を担う自治体病院において診療科を維持できず、地域医療崩壊の危機にさらされている。

国においては、医療法及び医師法の一部改正に伴い、都道府県に対して医師確保計画の策定や臨床研修病院の指定権限の移譲など、医師偏在の解消を目指していると聞いているが、国民の生命を守るのは国の責務であり、医療の地域間格差は絶対にあってはならないことから、今回の法改正に実効性を伴わせるとともに、今後の偏在対策を一層強化すること。

(2) 国民健康保険の財政基盤の強化等について

脆弱な国保財政の基盤強化は急務であることから、下記事項について適切な措置を講じること。

国保財政基盤の脆弱性の解消は急務であり、国と地方で合意した毎年3,400億円の財政支援を今後も確実に実施するとともに、激変緩和のための公費投入を継続し、国の責任と負担において財政支援を拡充し、更なる財政基盤を強化すること。

新制度移行後において、国民健康保険事業費納付金が国保税率に与える影響が大きいことから、納付金については、年度により大幅な差異が出ることをのらないよう、納付金を平準化し、国保事業運営の安定化を図ること。

子育てに関して様々な政策が進められているなか、子どもの均等割保険料(税)について、速やかに国の責任と負担において他の医療保険制度と同等となるよう対応を講じること。

市町村保険者の法定外操出を廃止するための予算措置を講じること。

医療費助成制度において、何れの場合でも国庫負担金の減額措置は廃止すること。

住民税基礎控除額の改正に伴う国保税への影響について、国保税等の負担増を招くことがないよう財政支援すること。

(3) 介護保険制度の安定的な運営について

高齢化が進展するなか、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、下記事項について適切な措置を講じること。

介護保険財政（介護給付費及び地域支援事業交付金）に係る国庫負担割合を引き上げること。

介護人材の離職防止に向けた適切な介護報酬を設定すること。

介護現場における負担軽減のための介護ロボット導入補助金を引上げること。

介護現場におけるICT化を促進するとともに、導入経費に対し支援すること。

地域医療介護総合確保基金における介護従事者確保に係る事業を拡充すること。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業における負担割合について

介護予防・日常生活支援総合事業における市町村の財政負担が極端に増加しないよう、法に定めた国の負担割合を堅守し、市町村が地域の自主性や主体性に基づいた事業を実施できるよう、必要な支援を講じること。

3 少子化対策の強化について

少子化対策は、国の根幹に関わる重大な課題であるため、国は、次の事項について積極的かつ早急な措置を講じること。

(1) 児童手当等の子育て関連交付金における財源の移譲について

児童手当を始めとする子育て施策関連交付金の財源については、市町村が創意工夫による子育て施策推進に活用できるよう、地方へ移譲すること。

(2) 子育て支援制度の拡充について

人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、施設型給付費の地方単独負担費用部分を全国統一費用とすること。

4 都市基盤等の整備促進について

都市基盤等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について

地方自治体が管理する道路や橋梁等の道路構造物の老朽化に対し、今後長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は、年々増加し続けていくことから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、今以上の財政措置を講じること。

(2) 市町村が管理する高速道路を跨ぐ橋梁の補修補強工事について

高速道路を跨ぐ橋梁については、高速道路建設時に既存道路の機能補償として当時の道路公団が建設し、地元市町村が移管を受けたものであるが、架設後約30年が経過して劣化が著しくなり、補強や高速道路通過車両への第三者被害防止のための補修工事が必要となっていることから、補修補強工事を国若しくは高速道路会社の負担と責任で実施すること。

(3) 災害時のバックアップ機能強化に向けた鉄道網の充実について

北関東を横断的に結ぶJR両毛線・水戸線等は、首都直下型地震等の大規模災害発生時における東京圏への流通経路を多面的に確保する極めて重要な路線であることから、バックアップ機能の強化に向け、北関東地域を横断する鉄道網の充実を図ること。

(4) 社会体育施設整備事業に対する補助制度の創設について

市町村が所有する社会体育施設については、経年劣化により老朽化が進み、計画的な改修工事や修繕が必要となるため、社会体育施設整備事業に対し、補助制度を創設すること。

(5) 太陽光発電施設建設に対する法規制の整備について

急傾斜な山の中腹など、危険と判断される場所に設置する太陽光発電施設に対する法規制を整備すること。

また、発電事業の終了時や事業者の経営破綻に備えて、大規模な施設の事業者に対し、撤去費用の積立ての義務付け並びに積立金が担保される仕組みを国の責任において整備すること。

(6) 営農型発電設備に関する農地転用許可基準の厳格化について

農地の一時転用による営農型発電設備（パネル等）設置に対しては、適切な営農が継続して行われることが条件である本来の趣旨に基づいた適正な運用がされるよう、許可基準を厳格化すること。

5 外国人材の受け入れ・共生について

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策が閣議決定され、人手不足解消のための新たな外国人材の受け入れ拡大が進むなか、外国人住民の生活の場である基礎自治体では、地域住民との共生社会構築に向けた対応が急がれている。

については、多文化共生推進に係る外国人基本法の制定、（仮称）外国人庁等の専門省庁の設置、自治体との連携の更なる強化及び交付金による実効的な財政措置を講じること。